

関 係 団 体 の 長 様

農 政 部 長  
水 産 林 務 部 長  
建 設 部 長

工事施行成績評定基準の一部改正について  
工事施行成績評定基準における『工事成績採点の考査項目別運用表』について、その一部を改正し、令和 2 年 4 月 1 日以降に成績評定を行う工事から適用することとしましたので参考に送付いたします。

記

1 主な改正内容

工事書類作成にあたり、書類の見栄えにつながると考えられる評価項目を廃止又は改正する。  
(書類の見栄え等は評価の対象としない)。

ア 監督員評価項目(様式-2K②: 1. 施工体制-II. 配置技術者)

「書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。」⇒「書類を共通仕様書及び諸基準に基づき過不足なく作成している。」に変更

※提出書類の見栄えは評価の対象とせず、必要以上の工事書類の作成をおこなった場合は評価しない。

イ 総括監督員評価項目(様式-4C②: 5. 創意工夫-I. 創意工夫)

「施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫」の廃止

※書類の見栄え等、書類自体の工夫は評価の対象としない。

ウ 検査員評価項目(様式-5K①: 2. 施工状況-I. 施工管理)

「工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる」⇒「工事の関係書類を過不足なく作成していることが確認できる」に変更

※提出書類の見栄えは評価の対象とせず、必要以上の工事書類の作成をおこなった場合は評価しない。

エ 検査員評価項目(様式-5C①: 3. 出来形及び出来ばえ-I. 出来形)

「出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる」⇒「出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる」に変更

※書類の見栄え等、書類自体の工夫は評価の対象としない。

2 完成検査等における留意事項

完成検査等は、共通仕様書や写真管理基準等に定められている範囲での関係書類を対象に行うものとし、定められた以上の資料の提示を求めないとともに必要以上の書類作成を理由とした評価は行わないよう留意すること。

※完成検査等とは、工事完成検査のほか、でき形部分検査、指定部分検査、中間検査を含む。

3 適 用

令和 2 年 4 月 1 日以降に成績評定を行う工事から適用する。

建設部建設政策局建設管理課技術管理グループ  
農政部事業調整課設計施工グループ  
水産林務部総務課管理グループ